

応募要領

1 申込方法

- (1) 別紙「買受申込書(裏面に条件書を印刷)」により申し込むこと。買受申込書に必要事項を記入のうえ封かんし、封筒には申込者の氏名(法人にあつては法人名)、あて名「大井川治山センター所長」及び案件名「不用物品(公用車)の売払い」を表記すること。
- (2) 郵送での提出も認めるが、この場合、簡易書留または配達記録郵便等にて申込み、申込期日の前日の午後5時までに到着したものを受け付ける。また送付封筒に案件名「不用物品(公用車)の売払い」「買受申込書在中」と記載すること。
- (3) 申込金額は、本体及び付属品の合計額、残期間分の自賠責保険料と重量税相当額及びリサイクル預託金額及び消費税相当額を加算した総額を記載する。なお、売払物件の引き取り及び名義変更手数料等の諸経費は申込者の負担とする。
- (4) 申込者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」を申込書提出前に確認しなければならず、また申込書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (5) 代理人による申込みの場合は、「委任状」を提出すること。

2 買受申込みの無効

買受申込みにあたり、次の項目に該当する場合は、無効とする。

- 一 委任状の無い代理人のした申込み
- 二 記名を欠く申込み
- 三 金額を訂正した申込み
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である申込み
- 五 同一物件の申込みについて同一人が2通以上なした申込み又は申込者若しくはその代理人が他の申込者の代理をした申込み
- 六 申込期日に遅れてした申込み
- 七 その他、申込みに関する条件に違反した申込み
- 八 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について、虚偽又はこれに反する行為が認められた申込み

3 買受人の決定

- (1) 応募締切後、ただちに決定する。
- (2) 申込者が複数となった場合には、予定価格以上かつ買受申込書に記載された金額が最高金額の者と契約する。
- (3) 契約相手方となるべき(2)の価格を提示した者が2人以上あるときは、ただちに申込者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。なお、申込者が立ち会わないときは、これに代わり本件公募事務に関係の無い職員にくじを引かせて契約相手方を決定する。

(4) 買受人決定の通知は、最高金額の者に対して、即日電話等で行う。

4 契約締結期限

買受人を決定した翌日から7日以内

5 代金の納入期限

契約締結と同時に、契約金額を関東森林管理局 大井川治山センター 収入官吏に現金で納入する。

6 搬出期間

契約金額納入を確認した日から15日以内に搬出すること(行政機関の休日を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に受け取りを行うこと。

7 物件閲覧場所及び引き渡し場所

静岡県榛原郡川根本町千頭950-2
関東森林管理局大井川治山センター

8 買受け後の条件

物件引き渡し後、ただちに契約者において名義変更を行い、変更した旨が記載された自動車車検証又は一時抹消登録証明書の写しを提出すること。

9 その他

- (1) 買受人決定後、天災その他不可抗力によって売買物件に損害があった場合は、引き渡し前であっても買受人の負担とすること。
- (2) 通貨は、日本通貨に限る。
- (3) 契約保証金は、代金即納であるため免除する。
- (4) 契約書(書面)は作成しないものとする。
- (5) 車両は現状による引き渡しとなるため、引き渡し後の不具合等については一切保証しません。
- (6) 買受人は当該車両の使用開始にあたり、自己の負担で必要な整備を行い、十分に安全を確認すること。
- (7) インボイスの交付を希望する場合は物件引き渡し日以降に発行するので、その旨申し出ること。

以 上

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団を言う。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について買受申込書の提出をもって誓約します。